

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	【第一条関係】	1
○	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百一十一号）（抄）	【第二条関係】	8
○	令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百二十二号）（抄）	【第三条関係】	11

改正案	現行
<p>（給付に要する費用等の算定方法）</p> <p>第二十八条 組合の短期給付に要する費用（法第十三条第一項に規定する短期給付に要する費用（次項に規定するものを除く。）をいう。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。）、同法第一百八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（次条第一項及び附則第三十条の二において「後期高齢者支援金等」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。</p> <p>255 (略)</p>	<p>（給付に要する費用等の算定方法）</p> <p>第二十八条 組合の短期給付に要する費用（法第十三条第一項に規定する短期給付に要する費用（次項に規定するものを除く。）をいう。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「後期高齢者支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。</p> <p>2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。</p> <p>3 組合の退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」という。）を含む。第五項及び次条第</p>

三項において同じ。）は、全ての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項、基準利率の状況及びその見直し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができ。

一 組合員のうち退職した者及び公務以外の理由により死亡した者の数の組合員の総数に対する年齢別の割合

二 退職等年金給付を受ける権利を失った者の数の退職等年金給付を受ける権利を有する者の数に対する退職等年金給付の種類別及び受給者の年齢別の割合

三 組合員の年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額の上昇その他の変動の割合

四 総務大臣は、前三項の費用の算定方法を定める場合においては、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

五 退職等年金給付に係る地方の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第十三条第二項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、総務大臣の定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、地方公務員共済組合連合会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法）

第二十八条の二 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支
援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を含む。）に係る

（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法）

第二十八条の二 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支
援金等の納付を含む。）に係る法第百十四条第三項に規定する標

法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2・3 (略)

(地方公共団体が負担すべき組合の事務に要する費用の額)

第二十九条の三 (略)

(出産育児交付金)

第二十九条の四 各年度の法第百十三条の二第一項に規定する出産

準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

3 法第百十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように算定することとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

(地方公共団体が負担すべき組合の事務に要する費用の額)

第二十九条の三 法第百十三条第五項に規定する費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国が国家公務員共済組合法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により総務大臣が定めるところにより算定した額とする。

(新設)

育児交付金は、当該年度の同項に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

(出産育児交付金に関する技術的読替え)

第二十九条の五 法第十三条の二第二項の規定により健康保険法第百五十二条の三から第百五十二条の五までの規定並びに高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれらの法律の規定を中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

健康保険法 第百五十二 条の三第一 項	前条	地方公務員等共済組合法第百十 三条の二第一項
健康保険法 第百五十二 条の三第二 項	厚生労働省令 各保険者	主務省令 地方公務員等共済組合法第三条 第一項に規定する組合(次条及 び第百五十二条の五において「 組合」という。)
健康保険法 第百五十二 条の四	保険者 出産育児一時金 等	組合 地方公務員等共済組合法第百十 三条の二第一項に規定する出產 費及び家族出産費
健康保険法 第百五十二 条の五	厚生労働省令 保険者 出産育児一時金 等	主務省令 組合 地方公務員等共済組合法の規定 による出產費及び家族出産費
高齢者の医 保険者	第百一条	同法第十三条の二第一項 組合

(新設)

療の確保に 関する法律 第四十一条 の見出し	保険者、	地方公務員等共済組合法第三条 第一項に規定する組合（以下こ の条及び次条において「組合」 という。）
高齡者の医 療の確保に 関する法律 第四十一条	保険者及び 保険者の	組合及び 組合の
高齡者の医 療の確保に 関する法律 第四十二条 第一項及び 第二項	各保険者に 保険者の	組合に 組合の
高齡者の医 療の確保に 関する法律 第四十二条 第三項	保険者	各組合

（介護納付金に係る掛金の徴収の対象月から除外する月）
第二十九条の六 法第百十四条第五項に規定する政令で定める月は
、介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護
保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）と
する。

附
則

（介護納付金に係る掛金の徴収の対象月から除外する月）
第二十九条の四 法第百十四条第五項に規定する政令で定める月は
、介護保険第二号被保険者の資格を喪失した日の属する月（介護
保険第二号被保険者の資格を取得した日の属する月を除く。）と
する。

附
則

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率(第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合(以下この条において「調整組合」という。)に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率(当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率)から当該事業年度の調整基準率(全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。)を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

(削る)

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率(第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合(以下この条において「調整組合」という。)に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率(当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率)から当該事業年度の調整基準率(全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。)を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

(退職者給付拠出金の経過措置)

第五十二条の六 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第二十八条第一項中「の納付額」とあるのは「並びに退職者給付拠出金(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。))の納付額」と、第二十八条の二第一項中「の納付」とあるのは「並びに退職

(病床転換支援金等の経過措置)

第五十二条の六 令和八年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「後期高齢者支援金等」という。」「とあるのは「後期高齢者支援金等」という。〕並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第二十八条の二第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

者給付拠出金の納付」と、附則第三十条の二中「の納付を」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付を」とする。

(病床転換支援金等の経過措置)

第五十二条の七 令和六年三月三十一日までの間、第二十八条第一項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「後期高齢者支援金等」という。）」とあるのは「後期高齢者支援金等」という。〕及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第二十八条の二第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>〔令和六年度における年金額の改定〕</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和六年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和五年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬月額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。次項において「施行法」という。）第</p>	<p>附則</p> <p>〔令和五年度における年金額の改定〕</p> <p>第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和五年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和四年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬月額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。次項において「施行法」という。）第</p>

十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和五年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に五・〇一六を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）第二条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適

十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、令和四年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に四・八八五を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和五年政令第百二十号）第二条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適

4
(略)

用を受けたものに限る。)又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和四年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4
(略)

用を受けたものに限る。)又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和三年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

○ 令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百十二号）（抄）【第三条関係】
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>令和六年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p>		<p>令和五年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令</p> <p>令和五年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。</p>	
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二七三	昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二四〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二八四	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二五〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二七八
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二八四
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九	昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二八四

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三二五
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三三五
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三四六
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七
昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・三五二

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二九〇
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇〇
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三一一
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三二二
昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・三一六